

第1回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時

2023年3月30日（木曜日）
午前10時（受付開始時刻 午前9時）

場所

東京都千代田区神田和泉町2番地
NXグループビル（2階大会議室）

株主総会ご出席の株主様へのお土産のご用意は
ございません。何卒ご理解くださいますよう
お願い申し上げます。

議案および参考事項

議

案

取締役6名選任の件

証券コード：9147
2023年3月10日
(電子提供措置の開始日2023年3月3日)

株 主 各 位

東京都千代田区神田和泉町2番地
NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社
代表取締役社長 齋 藤 充

第1回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当社第1回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第1回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.nipponexpress-holdings.com/ja/ir/event/general-meeting/>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2023年3月29日（水曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年3月30日（木曜日）午前10時（受付開始時刻 午前9時）
2 場 所	東京都千代田区神田和泉町2番地 NXグループビル（2階大会議室） (末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第1期（2022年1月4日から2022年12月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (注) 当社の第1期事業年度は、2022年1月4日から2022年12月31日までであります が、当連結会計年度は2022年1月1日から2022年12月31日までであります。 2. 第1期（2022年1月4日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 議 案 取締役6名選任の件

4 招集にあたっての決定事項

●代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

●インターネットと郵送による議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットと郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

●インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

●議決権行使書面に議案に対する賛否の表示がない場合の取扱い

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、下記の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」 ②計算書類の「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使の方法は、以下の方法がございます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の株主様

株主総会
ご出席



開催日時

2023年3月30日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

当日ご出席いただけない株主様

当日ご出席いただけない場合は、インターネットまたは郵送により、議決権を行使いただけます。

インターネット
による
議決権の行使



行使期限

2023年3月29日（水曜日）午後6時まで

議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は4頁をご覧ください

郵送による
議決権の行使



行使期限

2023年3月29日（水曜日）午後6時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

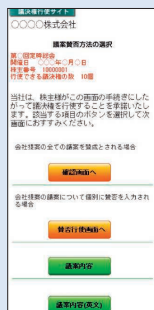
QRコードを読み取る方法

スマートフォンでの議決権行使は、1回に限り「ログインID」「仮パスワード」を入力せず、議決権行使サイトにログインいただけます。

- 1 スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



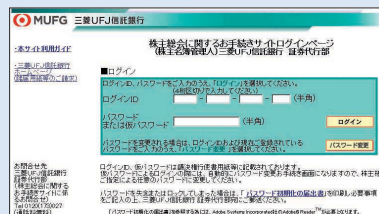
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



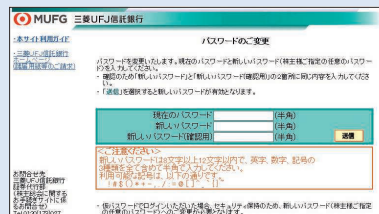
ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使サイト: <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、ログインをクリックしてください。



- 3 仮パスワードを新しいパスワードに変更し、送信をクリックしてください。



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027

受付時間 9:00から21:00まで

インターネットによるライブ配信のご案内

当社の株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、以下のとおり株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。

1. 配信日時

2023年3月30日（木曜日）午前10時～株主総会終了時刻まで

※ 当日の配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。

2. ご視聴方法

- ① 下記URL（株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」）へアクセスしてください。

視聴用
ウェブサイトURL

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



- ② 株主様認証画面（ログイン画面）で「ログインID」と「パスワード」を入力し、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

議決権行使書
NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社 御中 議決権の数 個

私は、2023年3月30日開催のNIPPON EXPRESSホールディングス株式会社第1回定時株主総会の議案につき、右記（賛否を○印で表示）の通り議決権を行使いたします。
議決権または通会となった場合にも上記により議決権を行使いたします。
2023年3月 日

議案に対する賛否

議案	賛 (ただし を控)	否

（ご注意）
議案について
賛否のご表示
がない場合は、
賛成の意思
とみなされ、
投票の効力が
ありません。
お取り扱いいた
します。

基幹日現在のご所有株式数 株
議決権の数 100株ごとに1個となります。

お願い
1. 当日株主総会にご出席の際は、左の議決権行使書
用紙をこの部分と切り離さず会場受付へご提出下
さい。
2. 株主総会にご出席されない場合は、以下のいずれか
の方法によりお早めに議決権を行使下さい。
① 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送
いただく方法
② スマートフォンでログイン用QRコードを読み取
るが、ウェブサイト(<https://e-vote-tr.muftg.jp/>)に
以下のID、パスワードにてログイン後、議決権
を行使いただく方法
3. 議案の各候補のうち一部の候補を賛否とされる
場合は、自ら○印を表示のうえ、第(1)項に当
とされる候補者の番号（招集通知付の参考書類中、
各欄番に一連番号を付してあります）をご記入
下さい。裏面をよくお読み下さい。

ログイン用QRコード

ログインID
XXXX-XXXX-XXXX-XXX
仮パスワード 株主番号(8桁)
XXXXXX

QRコード

NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社

ID **パスワード**

一部の候補者を1人
のうへ、下の()内
招集通知添付の参考書類
号を付してあります。)をご記
入下さい。

ログイン用QRコード

ログインID
XXXX-XXXX-XXXX-XXX
仮パスワード 株主番号(8桁)
XXXXXX

ホールディングス株

ID：議決権行使書の右側の下に記載されている「ログインID」

パスワード：議決権行使書の右側の下に記載されている「仮パスワード」

※ 議決権行使書を投函する前に必ずお手元に「ログインID」と「仮パスワード」をお控えください。

- ③ ログイン後、「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。

3. ご留意事項

- インターネットによりライブ配信で株主総会をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められず、当日の質問や議決権行使はできません。事前にインターネットまたは郵送により議決権行使をお願いいたします。(事前行使の方法は、3頁から4頁をご参照ください。)
- 議決権行使サイトの仮パスワードは、初回ログイン時に任意のパスワードに変更していただきますが、「Engagement Portal」では変更後のパスワードが引き継がれません。議決権行使書右下の「仮パスワード」を継続してご利用いただきますので、ご注意ください。
- インターネット参加方法において株主総会にご参加いただけるのは株主様本人のみに限定させていただきます、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ご使用のパソコン環境やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- 本サイトの推奨環境は、以下のとおりです。なお、Internet Explorerはご利用いただけませんのでご注意ください。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS	Windows10以降	MacOSX 10.13 (High Sierra) 以降	iPadOS 14.0 以降	iOS 14.0 以降	Android 9.0 以降
ブラウザ *各種最新	Google Chrome、Microsoft Edge (Chromium)	Safari、Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

※上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。

- やむを得ない事情により、ライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。その場合は、当社ウェブサイトによりご案内させていただきます。

4. 株主総会へご出席される株主様へのご案内

ライブ配信用の会場の撮影につきましては、ご出席株主様のプライバシー等に配慮し、スクリーン映像および役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

【本サイトに関するお問い合わせ先】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-676-808 (通話料無料)

受付時間

土日祝日等を除く平日9：00～17：00
ただし、株主総会当日は9：00～株主総会終了まで

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症に対する本株主総会における当社の対応については、以下のとおりとさせていただきます。

<株主様へのお願い>

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、発熱や倦怠感があった場合は、軽度であっても株主総会会場へのご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ご来場いただけない場合も、株主総会の議決権行使は、インターネットまたは郵送により行使が可能です。なお、インターネットによる議決権行使方法につきましては、4頁をご参照ください。
- ご自宅等からでも株主総会の様子をご覧いただけるよう、株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。詳細は、5頁から6頁をご参照ください。

<会場における対応について>

- ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液のご使用とマスクの着用をお願いいたします。
- 入館時にサーモグラフィーにより体温を測定させていただき、37.5℃以上の発熱が確認された場合および体調不良と見受けられる場合には、ご入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 会場の座席は、間隔を空けた配置とさせていただくため、ご用意できる席数が限られております。
- 会場受付のほか各所に、アルコール消毒液を設置いたします。
- 当社スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- 株主総会の運営方法について変更等がある場合は、当社ウェブサイトにてご案内いたします。

招集ご通知の書面をご希望する場合のお申込みについて

本定時株主総会の招集ご通知の印刷書面*をご希望の場合、招集通知送付受付ウェブサイトより以下のログインID、パスワードをご入力の上、お申込みください。

*書面交付請求をされた株主様にお送りしている内容と同様になります。

1. 招集通知送付受付ウェブサイト <https://d.srdb.jp/9147/2303/>
2. 受付期限 2023年3月24日（金） 23時59分まで



3. お申込み方法

- ① 上記ウェブサイトアクセスし、ログインID・パスワード*を入力してログイン

*ログインID：議決権行使書に記載されている株主番号

パスワード：議決権行使書に記載されている郵便番号（ハイフンなし）

*12月末以降に住所変更のお届けをされている場合は、12月末時点の登録ご住所の郵便番号をご入力ください。

- ② ログイン後、ご希望の送付先住所、氏名、メールアドレスを入力し、確認ボタンをクリック

- ③ ②で登録した内容をご入力いただいたメールアドレスに届きますので、確定用のURLをクリック

*登録内容に誤りがある場合には①からやり直してください

- ④ 受付完了画面に目安となる納期が表示され、受付完了メールが届きます。その後ご入力いただいた住所宛に書面が送付されます

4. ご留意事項

- 一度お申込みいただいた場合、二回目以降の登録はできません。
- メールアドレスに誤りがあると登録確認のメールをお届けすることができません、
- 迷惑メールフィルターなどで受信を制限されていると、登録内容確認用のメールを受信することができない場合があります。[@srdb.jp] のドメインを受信可能な状態にしてください。
- ご提供いただきました情報は本件以外に使用することはございません。

次回の株主総会以降も引き続き書面のご送付を希望される場合は、別途証券会社または株主名簿管理人に「書面交付請求」のお手続きをお申出ください。

議案および参考事項

議 案 取締役 6 名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役6名全員が任期満了となります。つきましては、取締役 6 名（うち社外取締役 3 名）の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、つぎのとおりであります。

候補者 番号	氏名			当社における地位および担当
1	再任	わたなべ 渡邊	けん じ 健二 (男性)	代表取締役会長 取締役会議長
2	再任	さいとう 齋藤	みつる 充 (男性)	代表取締役社長 社長執行役員 最高経営責任者
3	新任	あかいし 赤石	まもる 衛 (男性)	執行役員 経営企画部担当兼経営企画部長
4	再任	やすおか 安岡	さだ こ 定子 (女性)	社外取締役 独立役員 取締役
5	再任	しば 柴	よう じ ろう 洋二郎 (男性)	社外取締役 独立役員 取締役
6	新任	い とう 伊藤	ゆみ こ ゆみ子 (女性)	社外取締役 独立役員

新任 新任取締役候補者 再任 再任取締役候補者 社外取締役 社外取締役候補者 独立役員 独立役員候補者

候補者番号

1

わたなべ
渡邊

けんじ
健二

1950年2月3日生

再任



- 所有する当社の株式数
29,903株
- 取締役在任年数
(本総会終結時)
1年2ヵ月
- 取締役会出席状況
17回/17回(100%)

略歴、当社における地位および担当

- 1972年4月 日本通運株式会社入社
- 2005年5月 日本通運株式会社執行役員
第9ブロック地域総括兼大阪支店長
- 2005年6月 日本通運株式会社取締役
執行役員
第9ブロック地域総括兼大阪支店長
- 2007年5月 日本通運株式会社取締役
専務執行役員
首都圏ブロック地域総括兼東京支店長
- 2009年5月 日本通運株式会社代表取締役副社長
副社長執行役員
- 2011年6月 日本通運株式会社代表取締役社長
社長執行役員
- 2017年5月 日本通運株式会社代表取締役会長
- 2022年1月 当社代表取締役会長(現任)
(担当) 取締役会議長

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

渡邊健二氏は、2011年6月に日本通運株式会社代表取締役社長に就任し、国内事業の強化とともに、NXグループ全体の成長を牽引し、真のグローバルロジスティクス企業としての経営基盤を構築してまいりました。2017年5月に同社代表取締役会長、2022年1月に当社代表取締役会長に就任しておりますが、同氏の強力なリーダーシップと極めて優れた識見にもとづく経営手腕は、経営計画における長期的なビジョンの実現に向け、NXグループ全体の経営基盤を強化していくために必要不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

さいとう
齋藤

みつる
充

1954年9月22日生

再任



- 所有する当社の株式数
19,000株
- 取締役在任年数
(本総会終結時)
1年2ヵ月
- 取締役会出席状況
17回/17回 (100%)

略歴、当社における地位および担当

1978年 4 月 日本通運株式会社入社
2009年 5 月 日本通運株式会社執行役員
東北ブロック地域総括兼仙台支店長
2012年 5 月 日本通運株式会社常務執行役員
2012年 6 月 日本通運株式会社取締役
常務執行役員
2014年 5 月 日本通運株式会社代表取締役副社長
副社長執行役員
2017年 5 月 日本通運株式会社代表取締役社長
社長執行役員
2022年 1 月 当社代表取締役社長
社長執行役員 (現任)
(担当) 最高経営責任者

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

齋藤充氏は、2014年5月に日本通運株式会社代表取締役副社長に就任し、管理本部長として会社の永続的な発展に繋がる事業構造改革を迅速かつ確実に実行してまいりました。2017年5月より同社代表取締役社長、2022年1月に当社代表取締役社長に就任しておりますが、同氏の力強いリーダーシップと極めて高い識見にもとづく経営手腕は、最高経営責任者として経営計画におけるあらゆる戦略を迅速かつ確実に実行し、NXグループがグローバル市場で存在感を持つロジスティクスカンパニーに成長するために必要不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

あか いし
赤石

まもる
衛

1968年4月6日生

新任



略歴、当社における地位および担当

1993年4月 日本通運株式会社入社
2019年3月 日本通運株式会社事業開発部専任部長
2022年1月 当社執行役員（現任）
（担当）経営企画部担当兼経営企画部長

重要な兼職の状況

—

- 所有する当社の株式数
1,231株

取締役候補者とした理由

赤石衛氏は、M&A、新規事業開発等NXグループの事業拡大に貢献する部門での経験を積み、2022年1月に当社執行役員に就任後は、NXグループの非連続な成長に向けた戦略の計画・実行に着実に取り組んでまいりました。NXグループにおける長期的なビジョンの実現において、同氏が取り組むグループ経営の推進が重要であることから、取締役にも最適な人物と判断し、候補者としております。

候補者番号

4

やすおか

安岡

さだこ

定子

1960年12月2日生

再任

社外取締役

独立役員



- 所有する当社の株式数
300株
- 取締役在任年数
(本総会終結時)
1年2ヵ月
- 取締役会出席状況
17回/17回 (100%)

略歴、当社における地位および担当

2005年 1 月 無量山 傳通院こども論語塾講師 (現任)
(2013年 4 月 無量山 傳通院寺子屋論語塾に改称)
2007年 8 月 聖学院中学高等学校国語科講師
2008年10月 銀座・寺子屋こども論語塾代表 (現任)
(2019年 4 月 銀座・おとな論語塾に改称)
2009年 4 月 淑徳ＳＣ中等部・高等部論語講師 (現任)
2013年11月 安岡定子事務所代表 (現任)
2015年 6 月 日本通運株式会社取締役
2020年10月 公益財団法人郷学研修所・安岡正篤記念館理事長 (現任)
2022年 1 月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

安岡定子事務所代表

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

安岡定子氏は、論語の研究をはじめとして幅広い年代の方々へ教育活動を行っており、その深い教養と豊富な経験にもとづく社会的見地から、議案・審議等につき必要な助言等を行っており、NXグループの業務執行に対する監督、助言等の役割を果たしていくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏はこれまで、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号

5

しば よう じ ろう
柴 洋二郎

1950年8月7日生

再任

社外取締役

独立役員



- 所有する当社の株式数
0株
- 取締役在任年数
(本総会終結時)
1年2ヵ月
- 取締役会出席状況
16回/17回 (94%)

略歴、当社における地位および担当

1974年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
 2003年3月 株式会社みずほ銀行常務執行役員
 2005年5月 株式会社オリエンタルランド常務執行役員
 2009年4月 株式会社オリエンタルランド代表取締役副社長執行役員
 2013年6月 株式会社アミューズ社外取締役
 2015年6月 株式会社アミューズ取締役副会長
 2018年3月 株式会社ブリヂストン社外取締役（現任）
 2019年4月 株式会社アミューズ代表取締役社長執行役員
 2021年6月 日本通運株式会社取締役
 2022年1月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社ブリヂストン社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

柴洋二郎氏は、豊富な企業経営の経験と、幅広い顧客ニーズへの対応により培われた広い視野を有しております。NXグループが経営のグローバル化とグローバルガバナンスを確立し、グローバルな事業展開を加速していくにあたり、企業経営や業務執行に対する深い識見にもとづく監督、助言等の役割を同氏が果たしていくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者番号

6

いとう
伊藤こ
ゆみ子

1959年3月13日生

新任

社外取締役

独立役員



● 所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位および担当

1984年 4月 衆議院法制局参事
 1989年 4月 弁護士登録
 坂和総合法律事務所入所
 1991年 7月 田辺総合法律事務所入所
 2001年 4月 ジーイー横河メディカルシステム株式会社（現GEヘルスケア・ジ
 ヤパン株式会社）法務・特許室長
 2004年 5月 日本アイ・ビー・エム株式会社法務・知的財産スタッフ・カウンセ
 2007年 3月 マイクロソフト株式会社（現日本マイクロソフト株式会社）執行役
 法務・政策企画統括本部長
 2013年 4月 シャープ株式会社執行役員
 2013年 6月 シャープ株式会社取締役兼執行役員
 2014年 4月 シャープ株式会社取締役兼常務執行役員
 2016年 6月 シャープ株式会社常務執行役員
 2019年 4月 イトウ法律事務所開設 同代表（現任）
 2019年 6月 株式会社神戸製鋼所社外取締役（現任）
 2019年 6月 参天製薬株式会社社外監査役（現任）
 2022年 7月 学校法人日本大学理事（現任）

重要な兼職の状況

イトウ法律事務所代表、株式会社神戸製鋼所社外取締役、
 参天製薬株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

伊藤ゆみ子氏は、弁護士であり、多様な背景を持つ複数企業にて法務担当役員等重要なポジションを担ってきました。現在は企業の契約案件、訴訟・係争案件の支援を中心とした弁護士活動を行う一方、複数企業の社外取締役・監査役として、法務の専門家としての助言のみならず、株主としての視点に立った意見申述を行うなど多方面から企業価値の向上に貢献しております。NXグループが長期ビジョンに向けた事業展開を加速していくにあたり重要となるグローバルガバナンス体制の強化・ESG経営の推進において、同氏の高度な専門知識と幅広い実務経験により培われたグローバルな視点にもとづく客観的な助言・提言を期待し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、安岡定子氏、柴洋二郎氏および伊藤ゆみ子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 社外取締役との責任限定契約について
- (1) 安岡定子氏および柴洋二郎氏と当社は、定款に基づき、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額となります。なお、本議案において、両氏が再任された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- (2) 本議案において、伊藤ゆみ子氏が選任された場合、当社は同氏との間で、定款に基づき、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額となります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。各候補者が再任または選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

独立社外役員の独立性判断基準

当社は、会社法の定める社外取締役の要件に加え、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立性判断基準を策定しており、その基準に基づき社外取締役および社外監査役を選任しております。

社外取締役および社外監査役候補者を対象とし、以下の各項目のいずれにも該当しない場合に独立性があると判断しております。

1. 現在において当社又は当社グループ会社の業務執行者である者、又は当該就任の前10年間に於いて当社又は当社グループ会社の業務執行者であった者
2. 当社株式の総議決権数の10%以上の議決権を保有する株主およびその業務執行者
3. 当社グループとの取引が当社連結売上高の2%を超える取引先の業務執行者
4. 1事業年度において、コンサルタント、弁護士、公認会計士等として、当社から1,000万円を超える報酬を受けている者
5. 当社の会計監査人である監査法人に属する者
6. 当社および当社グループ会社から、過去3事業年度の平均で1,000万円以上の寄付を受けた団体等に所属する者

※ 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、その他の従業員をいう。

取締役会のスキルマトリックス（本総会において各取締役候補者が選任された場合）

氏 名		当社が取締役候補者に特に期待する分野								
		企業経営		法 務 ・ リスクマ ネジメン ト	財 務 ・ 会 計	国 際 ビジネス	E S G ・ サステナ ビリティ	人財開発・ 労務マネ ジメント	現 業 業 務 経 験	N Xグル ープ内他 社業務経 験
		N Xグル ープ企業 経営経験	N Xグル ープ外他 社経営経 験							
渡邊 健二		●		●			●	●	●	●
齋藤 充		●		●	●	●	●	●	●	●
赤石 衛		●				●			●	●
安岡 定子	社外独立		●				●	●		
柴 洋二郎	社外独立		●		●	●				
伊藤 ゆみ子	社外独立		●	●			●			

●印は、各取締役が各分野において知見や専門性を備えていることを示しています。

以 上

株主配当金に関するお知らせ

当社の第1期期末配当金につきましては、定款の規定により、2023年3月3日開催の取締役会におきまして、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1	配当金	当社普通株式1株につき 金150円
2	支払開始日（効力発生日）	2023年3月13日（月）

同封の「期末配当金領収証」により、2023年3月13日から2023年4月13日までに、最寄りのゆうちょ銀行または郵便局においてお受け取り願います。

また、口座振込をご指定の方に、「期末配当金計算書」および「配当金振込先ご確認」のご案内を同封いたしました。

なお、配当金の口座振込をご指定の方と同様に、「期末配当金領収証」により配当金をお受け取りになれる株主様宛にも「期末配当金計算書」を同封いたしております。配当金をお受け取りになった後の配当金額のご確認資料としてご利用いただけます。

以 上

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

■ 連結業績ハイライト

売上高	2兆6,197億円	営業利益	1,287億円
経常利益	1,373億円	親会社株主に帰属する 当期純利益	1,098億円

当社は、2022年1月4日に日本通運株式会社の単独株式移転により、日本通運株式会社およびその子会社の純粋持株会社として設立されました。連結の範囲につきましては、それまでの日本通運株式会社の連結の範囲と実質的な変更はありません。よって、以下の「事業の経過および成果」では、前年実績と比較を行っている項目については、日本通運株式会社の12ヶ月換算ベースの実績数値（※）を比較情報として用いております。

※2021年の実績数値は、2021年1～12月を対象期間とし、過去の消去率を使用する等の簡易的な方法により試算しております。また、監査を予定しない参考数値となります。

当連結会計年度の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により一部の国や地域で経済活動に制限が課され、米国などの財政・金融経済対策の縮減により、緩やかな景気回復に向かっていた前年の状況から、世界経済にブレーキがかかる形となりました。加えて、2月に発生したロシアによるウクライナへの侵攻により、世界的な原材料、エネルギー、食糧などの大幅な価格上昇と調達への不安が広がり、世界的な景気後退への懸念が高まったことで、先行き不透明な状況の中、総じて厳しい経営環境となりました。

このような経済情勢のなか、物流業界におきましても、荷動きの回復が見られた前年の状況から、国内物流では企業の設備投資に伴う生産用機械、ロックダウンに伴う反動増などの影響があった電気・情報通信機器などの一部を除き、力強さに欠ける動きとなり、個人消費に関しても、インフレなどに伴う消費者物価の上昇やまん延防止等重点措置による外出などの需要低迷により、足踏み状態となったことから、全体的な荷動きは弱含みな状況で推移しました。国際物流では、国際海上輸送においては、欧州主要港でのコンテナ滞留や、中国におけるロックダウンに伴う需給バランスの崩れがあり、国際航空輸送においても、旅客需要の回復遅れがあるなか、ロシア上空の飛行制限に伴う減便などの影響を受けましたが、海上輸送、航空輸送ともに、前年から続く運賃高騰の状況が継続する形で推移しました。その結果、世界的なサプライチェーンの混乱や、それに伴う見直しなどもありましたが、特に国際フォワーディング事業と海外事業は好調に推移しました。

NXグループは、このような経済環境のもと、2019年4月にスタートいたしました5年間の経営計画「NXグループ経営計画2023～非連続な成長“Dynamic Growth”～」における4年目となり、足元の経営基盤を強化しながら、2023年最終目標に定めた各種指標の達成と、2037年の創立100周年に向けたありたい姿として掲げる「グローバル市場で存在感を持つロジスティクスカンパニー」という長期ビジョン実現に向け、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

【事業の成長戦略】

「コア事業の成長戦略」につきましては、営業戦略の中核に「グローバルアカウントマネジメント」を据え、営業体制、組織の更なる強化に取り組んでおります。「お客様の考える価値」を見極め、お客様のニーズにあった商品やサービスを提供することで、顧客（産業）軸アプローチを強化し、併せて、事業軸、エリア軸の強化に取り組んでいくことで、コア事業の成長に繋げてまいりました。GDPなどの高い品質管理が求められる医薬品産業や、各国で国家事業として産業強化が図られる半導体産業、CASEをはじめとした環境変化のなかでSCM改革を進める自動車メーカーを中心としたモビリティ産業など、今後の拡大や変化が見込まれる産業のサプライチェーン領域に新たな成長を求め、継続的な事業強化を続けてまいりました。7月には更なるグローバル事業の拡大を目指し、それまで日本通運株式会社が所管していたグローバル事業の統括機能をホールディングス会社のグローバル事業本部（GBHQ：Global Business Headquarters）に移管し、グローバル事業に関する統括機能の統合と強化を行いました。

「日本事業の強靱化戦略」につきましては、当社グループ事業の核となる日本国内物流事業の収益性の更なる改善と経営基盤の強化に向け、間接部門人員の再配置を進めるとともに、倉庫オペレーション現場における先端技術の導入や、中核人材の育成、オペレーション改善活動による業務効率化や生産性の向上に努めるとともに、鉄道輸送における専用列車「NXトレイン」の運行やクロスモードセールスの強化も進めてまいりました。また、支店作業会社の再構築による経営基盤強化や、グループ内作業戦力の最大活用による外注費抑制など、徹底したコストコントロールにも努めてまいりました。

【長期ビジョン実現のための取組み】

「取組みを支える機能の強化」における「広報戦略のイノベーション」では、グローバルでの競争優位を築くためのブランディング戦略の第一歩として、2022年1月より導入したグループブランドシンボル「NX」によるグローバルな浸透と認知度向上を目指したブランディング戦略を推進いたしました。また、「IT戦略のイノベーション」では、グローバルな情報セキュリティ強化やグループ全体最適のコミュニケーション基盤整備などを推進いたしました。

「持続的成長と企業価値向上のためのESG経営の確立」につきましては、純粋持株会社（ホールディングス）体制への移行初年度として、グループ経営体制強化のため、グローバル・グループガバナンス体制の実現とその実効性強化、リスクマネジメントや危機管理の強化に取り組むとともに、NXグループの持続的成長と持続可能な社会への貢献に向け、NXグループとして、様々なサステナビリティの課題に取り組む体制の構築と、サステナビリティ経営の推進を進めてまいりました。特に「気候変動への取り組み」を重要課題（マテリアリティ）の一つとして位置づけ、「気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related

Financial Disclosures、TCFD)への賛同を表明するとともに、その提言内容に基づいた気候変動への対応を推進しております。また、長期ビジョンの実現に向け、人財こそが競争力の源泉と考え、「社員が幸せを感じる企業に変革する」ことを掲げており、その一つとしてグループとしてのダイバーシティ推進方針を策定し、「意識改革」「風土改革」「働き方改革」「行動改革」に向けた取組みを進めるとともに、グローバル成長を見据えた人財戦略として、多国籍人財の採用や、法務・会計など高い専門性が求められる領域での経験者採用などを進めてまいりました。

この結果、第1期連結経営成績につきましては、連結売上高は2兆6,197億円、営業利益は1,287億円、経常利益は1,373億円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,098億円となりました。

主要事業別の営業の概況は以下のとおりであります。

日本（ロジスティクス）



売上高

1兆4,572億円

営業利益

658億円

鉄道の分野では、列車編成の一部を貸し切りで輸送する鉄道貨物輸送サービスである「NXトレイン」や、鉄道輸送と船舶を利用した海上輸送を組み合わせた輸送サービスである「Sea & Railサービス」による新規顧客の獲得に取り組んでまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活関連貨物輸送が減少したことに加え、中国ロックダウンに伴う自動車の減産影響、農産物の発育不良や雪害などの自然災害による影響、物価高に伴う消費需要の低迷などもあり、低調に推移しました。

自動車運送の分野では、国内の貨物輸送に伴うCO₂排出量を可視化するサービスである「エコトランス・ナビ」や、繰り返し使用でき、養生・梱包資材の廃棄を軽減できる「プロテクトBOX」などを使用したCO₂排出量削減に貢献するサービスの創出や、適正な運賃・料金収受の取組みを推進するとともに、オペレーションの効率化などに取り組んでまいりましたが、半導体不足をはじめとしたサプライチェーンの混乱や、資源価格の高騰、円安による物価高の影響などにより、一部に回復の動きは見られたものの全般では取扱数量が減少し、低調に推移しました。

倉庫の分野では、重点産業である医薬品物流において国内4拠点の医薬品センターを新設し、取扱数量の拡大に取り組まれました。新型コロナウイルス感染症の影響により、国内企業からの受注が計画どおりに進まず、事業計画を見直すこととなりましたが、eコマース関連の取扱いが引き続き伸長したことに加え、鉄鋼関連の生産活動回復に伴う取扱い拡大などにより、倉庫・保管庫事業全体の取扱いは、堅調に推移しました。

引越・移転の分野では、国内引越において、新型コロナウイルス感染症の影響により、お客様企業の人事異動

の中止や延期、テレワーク推進によるオフィス環境の変化に伴い取扱いが減少しましたが、個人のお客様は、新型コロナウイルス感染症に伴う自粛の反動により、売上高は増収となりました。また、海外引越の取扱い回復やオフィスビルの需要回復に伴う移転業務の取扱いの増加などにより、引越・移転事業全体の取扱いは、堅調に推移しました。

航空の分野では、国際航空貨物において、ロシアによるウクライナ侵攻の影響や新型コロナウイルス感染症に伴う中国ロックダウンの影響、また、半導体不足の長期化により自動車関連が減産となったこともあり、取扱数量は減少となりましたが、販売単価が高い水準を継続したことにより、堅調に推移しました。一方、国内航空貨物では、生活関連が好調であったことに加え、海上輸送の混乱による航空需要の高まりや半導体不足を受けた緊急輸送、医薬品GDPに準拠した輸送サービスなど、外部環境の変化を捉えた緊急輸送需要の拡大に取り組みましたが、前年の新型コロナウイルス感染症予防関連品の反動減などもあり、前年並みとなりました。

海運の分野では、国際輸送において、欧米の消費動向の好転などに伴い取扱数量が増加し、船腹確保が困難になるなど販売単価が高い水準を継続したことにより、堅調に推移しました。また、内航海運においても、原材料など資源価格高騰の影響もありましたが、エネルギー関連など新規業務の獲得や新型コロナウイルス感染症の影響から回復傾向が見られたことから、堅調に推移しました。

これらの結果、ロジスティクス（日本）につきましては、国内物流は、倉庫および工場内事業は堅調に推移しましたが、鉄道・自動車事業は一部の産業で荷動きの回復が見られたものの、総じて回復は弱く、低調に推移しました。また、航空・海運事業は、新型コロナウイルス感染症の影響やロシアによるウクライナ侵攻の影響により、取扱数量は減少しましたが、販売単価が高い水準を継続したことにより、堅調に推移し、ロジスティクス（日本）全体では、増収・増益となりました。

米州（ロジスティクス）



売上高

1,620 億円

営業利益

133 億円

米国西岸の港湾混雑や内陸部の鉄道輸送の混雑などにより、荷動きは低調となりましたが、航空・海運事業において積極的に輸送スペースの確保を図り、輸入貨物の米国国内への転送需要による取扱いが増加したことや、販売単価が高い水準を継続したことにより、堅調に推移しました。また、米国アラバマ州ハンツビル市において自動車関連の新規案件の獲得に伴う大型倉庫の立ち上げなどにより、倉庫配送や自動車運送も堅調に推移し、人件費などのコスト増はありましたが、増収・増益となりました。

欧州（ロジスティクス）



売上高

2,156億円

営業利益

124億円

新型コロナウイルス感染症の影響やロシアによるウクライナ侵攻の影響がありましたが、航空事業は、日本向けチャーター便の継続もあり、販売単価は高い水準を維持しました。海運事業におきましても、港湾混雑やスペース不足が継続したものの、輸送需要は高く取扱数量は増加し、販売単価は高い水準で継続しました。また、自動車産業の生産拠点が増加しているモロッコに現地法人を設立し、EV産業や半導体産業の集積地となっている東欧地域において業容拡大を図るなど営業拡大策を実施し、増収・増益となりました。

東アジア（ロジスティクス）



売上高

2,420億円

営業利益

124億円

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う中国国内のロックダウンの影響により、国内配送の需要が低下しましたが、お客様のサプライチェーンを維持するためNXグループのネットワークを駆使した輸送ルートの構築に努め、影響を最小限に食い止めることができました。また、人件費などのコスト増はありましたが、航空・海運輸出における販売単価の上昇などにより、増収・増益となりました。

南アジア・オセアニア（ロジスティクス）



売上高

2,218 億円

営業利益

200 億円

新型コロナウイルス感染症の影響や、前年のスポット輸送の反動減などの影響もありましたが、航空・海運における販売単価の上昇などに加え、自動車関連、電機・電子関連の取扱いが堅調に推移しました。また、倉庫配送では、コロナ禍における国際輸送の混乱に伴う在庫調整需要や南アジア・オセアニア地域における需要拡大を取り込み、eコマース関連を中心とした倉庫・配送案件の取扱いが堅調に推移したことにより、増収・増益となりました。

警備輸送



売上高

684 億円

営業利益

9 億円

金融機関の輸送業務再編による集配業務の減少やCSDサービスの取扱い減少、燃油費の高騰などによるコスト増の影響もありましたが、金融機関からのアウトソーシング業務やATM装填業務など新規業務の獲得に加え、輸送ダイヤ見直しなどのオペレーション効率化による効果などにより、減収増益となりました。

重量品建設



売上高

445 億円

営業利益

63 億円

脱炭素化社会に向けたエネルギー転換に伴い、大型火力発電所や石油化学プラントの建設工事、プラントメンテナンス工事は取扱いが減少となりましたが、再生可能エネルギー関連施設建設工事については、各地での風力発電所建設工事が活発であり、陸上風力に加え洋上風力の建設工事も実施するなど、風力関連工事の取扱いが増加したことや追加工事の獲得により、減収・増益となりました。

物流サポート



売上高

4,148 億円

営業利益

163 億円

石油製品販売が原油価格上昇の影響を大きく受ける厳しい状況のなか、石油・LPGガスの販売単価の上昇による売上の増加や、主力商品である軽油卸販売の仕入価格改善に向けた取組みなどにより、堅調に推移しました。また、輸出梱包業務も設備梱包などの受注を中心に伸長したこともあり、増収・増益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額の総額は、838億89百万円で、車両運搬具106億45百万円をはじめ、物流構造の変革に対応した流通拠点、営業倉庫などの建物111億70百万円などが、主な内容であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2022年3月18日をもって、当社の完全子会社である日本通運株式会社より、同社の関係会社管理事業および財務管理事業に関する権利義務を吸収分割により承継いたしました。

(5) 財産および損益の状況

区分		第1期 (2022年度)
売上高	(百万円)	2,619,746
営業利益	(百万円)	128,716
経常利益	(百万円)	137,323
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	109,809
1株当たり当期純利益		1,218円89銭
総資産	(百万円)	1,730,922
純資産	(百万円)	771,274
1株当たり純資産額		8,391円95銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から期末自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
3. 当社は、役員報酬BIP信託を導入しており、信託が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
4. 当社は、2022年1月4日に日本通運株式会社の単独株式移転により設立されたため、当連結会計年度のみを記載しております。

（６）対処すべき課題

N Xグループは、5年間の経営計画である「N Xグループ経営計画2023～非連続な成長“Dynamic Growth”～」の達成に向けて、「事業の成長戦略」「長期ビジョン実現のための取組み」に掲げる施策にN Xグループ一丸となって取り組んでまいります。

●「事業の成長戦略」

「コア事業の成長戦略」につきましては、グローバルアカウントマネジメントによる「顧客（産業）軸」における重点5産業や、非日系顧客への取組みを加速させるとともに、「事業軸」における、航空および海運事業基盤やロジスティクス事業の強化を通じて、お客様のグローバルサプライチェーンへの貢献領域の拡大に努めてまいります。「エリア軸」においては、重点産業の強化を中心として、新興エリアでの事業拡大にも取り組んでまいります。

「日本事業の強靱化戦略」につきましては、当社グループ事業の核となる日本国内物流事業の収益性の更なる改善と経営基盤の強化に向け、警備輸送事業の分社化による事業強化と、管理組織のスリム化や事務プロセスの更なる改革を進めるとともに、関東圏や中京圏、近畿圏などの主要マーケットへの経営リソースの集中と、グループ内でまたがる事業の整理を含めた事業ポートフォリオの見直しなどを進めてまいります。

●「長期ビジョン実現のための取組み」

「取組みを支える機能の強化」につきましては、「I T」「D X」戦略における物流先端技術の実用化やA I、R P Aなどの活用を拡大し、労働力不足の解消、安全・安心で高度なオペレーションの実現を通じ、競争優位性の確保と、生産性の向上や働き方改革に繋げていくとともに、デジタルトランスフォーメーションへの対応をグループとしても推進してまいります。

「持続的成長と企業価値向上のためのE S G経営の確立」につきましては、サステナビリティを巡る課題に対し、鉄道や船舶輸送などを組み合わせたインターモーダルサービスなどの開発と提供を通じたお客様への貢献の拡大と、再生エネルギーの活用や、車両などのE V化、施設照明のLED化などを推進し、CO₂排出量の削減を更に進めてまいります。また、社員が幸せを感じる企業への変革を目指し、従業員エンゲージメント強化のため、更なるダイバーシティ経営を推進し、ガバナンス強化については、更なるグローバル・グループガバナンス体制の強化に向け、様々な施策を推進してまいります。

N Xグループは、長期ビジョンである「グローバル市場で存在感を持つロジスティクスカンパニー」の実現に向け、ホールディングス体制での変革を加速させ、更なる成長と、より一層の企業価値向上に努め、株主の皆様のご期待にお応えする所存でございますので、引き続き株主の皆様のご理解とあたたかいご支援をお願い申し上げます。

(7) 重要な子会社等の状況 (2022年12月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金または出資金	議決権比率	主要な事業内容
日本通運株式会社	百万円 70,175	% 100.0	ロジスティクス (日本)
NX商事株式会社	百万円 4,000	% 100.0	物流サポート
NX不動産株式会社	百万円 240	% 100.0	物流サポート
NXキャピタル株式会社	百万円 2,000	% 100.0	物流サポート
NXキャリアロード株式会社	百万円 100	% 100.0	物流サポート
NX・N P ロジスティクス株式会社	百万円 1,800	% 66.7	ロジスティクス (日本)
日通NECロジスティクス株式会社	百万円 380	% 70.0	ロジスティクス (日本)
株式会社NXワンビシアーカイブズ	百万円 4,000	% 100.0	ロジスティクス (日本)
大阪倉庫株式会社	百万円 240	% 79.4	物流サポート
NXアメリカ株式会社	千USD 26,000	% 100.0	ロジスティクス (米州)
NX欧州有限会社	千EUR 17,898	% 100.0	ロジスティクス (欧州)
NX国際物流(中国)有限公司	千RMB 127,500	% 100.0	ロジスティクス (東アジア)
NX南アジア・オセアニア株式会社	千SGD 450,677	% 100.0	ロジスティクス (南アジア・オセアニア)

(注) 1. 議決権比率は間接所有割合を含んでおります。

2. 各会社の主要な業務内容につきましては、後記の(8) 主要な事業内容をご参照下さい。

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金または出資金	議決権比率	主要な事業内容
日通リース&ファイナンス株式会社	百万円 1,000	% 49.0	物流サポート

(8) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

NIPPON EXPRESSホールディングスグループの主要な事業内容は以下のとおりであります。

ロジスティクス事業

報告セグメント	主要製品およびサービス	主要業務
日本	鉄道取扱、自動車運送、積合せ貨物、航空運送、海運、引越・移転、倉庫・流通加工、工場内作業、情報資産管理、不動産賃貸、美術品、重量品建設	鉄道利用運送業、貨物自動車運送業、利用航空運送業、海上運送業、港湾運送業、倉庫業、工場内運搬作業、情報資産管理業、不動産業
米州	航空運送、海運、倉庫・流通加工、引越・移転、自動車運送	利用航空運送業、港湾運送業、倉庫業、貨物自動車運送業
欧州	鉄道取扱、航空運送、海運、倉庫・流通加工、引越・移転、自動車運送	鉄道利用運送業、利用航空運送業、港湾運送業、倉庫業、貨物自動車運送業
東アジア	鉄道取扱、航空運送、海運、倉庫・流通加工、引越・移転、自動車運送	鉄道利用運送業、利用航空運送業、港湾運送業、倉庫業、貨物自動車運送業
南アジア・オセアニア	鉄道取扱、航空運送、海運、倉庫・流通加工、引越・移転、自動車運送、重量品建設	鉄道利用運送業、利用航空運送業、港湾運送業、倉庫業、貨物自動車運送業、重量物運搬架設設置業

警備輸送事業

報告セグメント	主要製品およびサービス	主要業務
警備輸送	警備輸送	警備業、貨物自動車運送業

重量品建設事業

報告セグメント	主要製品およびサービス	主要業務
重量品建設	重量品建設	重量物運搬架設設置業

物流サポート事業

報告セグメント	主要製品およびサービス	主要業務
物流サポート	石油等販売、その他販売、不動産、ファイナンス、その他	物流機器・包装資材・梱包資材・車両・石油・L P ガス等の販売業、車両整備、保険代理店業、不動産の仲介・設計・監理・管理業、調査・研究業、ロジスティクスファイナンス事業、労働者派遣業

(9) 主要拠点 (2022年12月31日現在)

① 国内の主要拠点

当 社	本 社	東京都千代田区神田和泉町 2 番地
国内子会社	日本通運株式会社 (東京都千代田区)、NX商事株式会社 (東京都港区)、NX不動産株式会社 (東京都千代田区)、NXキャピタル株式会社 (東京都千代田区)、NXキャリアロード株式会社 (東京都港区)、NX・NPロジスティクス株式会社 (摂津市)、日通NECロジスティクス株式会社 (川崎市)、株式会社NXワンビシアーカイズ (東京都港区)、大阪倉庫株式会社 (大阪市) など	

② 海外の主要拠点

海外子会社	NXアメリカ株式会社 NIPPON EXPRESS U.S.A.,INC. (アメリカ) NX欧州有限会社 NIPPON EXPRESS EUROPE GmbH (ドイツ) NX国際物流 (中国) 有限公司 NIPPON EXPRESS (CHINA) CO.,LTD. (中国) NX南アジア・オセアニア株式会社 NIPPON EXPRESS (SOUTH ASIA & OCEANIA) PTE.,LTD. (シンガポール)		など
-------	---	--	----

(10) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

企業集団の従業員の状況

事業	従業員数
ロジスティクス	61,227 名
警備輸送	6,453 名
重量品建設	959 名
物流サポート	4,546 名
全社（共通）	297 名
合計	73,482 名

(注) 1. 上記人数は就業員数であります。

2. 臨時従業員の期中平均雇用人数は、ロジスティクスにおいては10,147名、警備輸送においては1,521名、重量品建設においては80名、物流サポートにおいては730名であります。

3. 当社は、2022年1月4日に日本通運株式会社の単独株式移転により設立されたため、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

(11) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	45,723 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	29,690 百万円
株式会社三井住友銀行	10,185 百万円
株式会社日本政策投資銀行	10,000 百万円
朝日生命保険相互会社	8,000 百万円

2. 会社の株式に関する事項（2022年12月31日現在）

（1）発行可能株式総数	340,000,000株
（2）発行済株式の総数	90,599,225株
（3）株主数	50,257名
（4）大株主	

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	千株 14,890	% 16.7
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	千株 6,652	% 7.5
朝日生命保険相互会社	千株 5,601	% 6.3
NX持株会	千株 3,950	% 4.4
損害保険ジャパン株式会社	千株 3,567	% 4.0
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	千株 2,850	% 3.2
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	千株 1,541	% 1.7
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	千株 985	% 1.1
J P MORGAN CHASE BANK 385781	千株 914	% 1.0
日野自動車株式会社	千株 844	% 0.9

（注） 1. 当社は、自己株式1,330千株を保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。
2. 上記の持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2022年12月31日現在）

地位	担当	氏名				重要な兼職の状況
代表取締役会長	取締役会議長	渡	邊	健	二	
代表取締役社長 (社長執行役員)	最高経営責任者	齋	藤		充	日本通運株式会社代表取締役社長 社長執行役員
代表取締役副社長 (副社長執行役員)	コーポレートマネジメント本部、リスクマネジメント本部担当兼コーポレートマネジメント本部長	堀	切		智	日本通運株式会社代表取締役副社長 副社長執行役員
取締役 (常務執行役員)	リスクマネジメント本部長兼コンプライアンス・リスク統括部、法務知財部、内部監査室担当	鈴	木	達	也	
取締役 (常務執行役員)	経営戦略本部長	増	田		貴	日本通運株式会社取締役常務執行役員
取締役 (執行役員)	人財戦略統括部、コーポレートコミュニケーション部担当兼人財戦略統括部長	赤	間	立	也	日本通運株式会社執行役員
取締役		中	山	慈	夫	株式会社静岡第一テレビ社外監査役
取締役		安	岡	定	子	安岡定子事務所代表
取締役		柴	洋	二	郎	株式会社ブリヂストン社外取締役
常勤監査役		有	馬	重	樹	
常勤監査役		溝	田	浩	司	
監査役		野	尻	俊	明	学校法人日通学園理事長
監査役		青	木	良	夫	公認会計士 青木良夫事務所所長 新日本電工株式会社社外監査役
監査役		讃	井	暢	子	

- (注) 1. 取締役 中山慈夫、安岡定子および柴洋二郎の各氏は、社外取締役であり、また、各氏とも独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
2. 監査役 野尻俊明、青木良夫および讃井暢子の各氏は、社外監査役であり、また、各氏とも独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
3. 監査役 青木良夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

■ 事業報告

4. 代表取締役副社長 堀切 智氏ならびに取締役 鈴木 達也および増田 貴の各氏は、2022年12月31日をもって、辞任により取締役を退任いたしました。なお当該取締役の地位および担当は退任時の地位および担当であります。
5. 代表取締役社長 齋藤 充氏は、兼職先である日本通運株式会社代表取締役社長 社長執行役員を、2022年12月31日をもって、辞任により退任いたしました。
6. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員である各取締役および各監査役は、定款に基づき、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者の範囲は、当社ならびに子会社および関係会社の一部の取締役、監査役および執行役員であり、当該保険契約により被保険者が負担することになる会社訴訟および株主代表訴訟等により被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしており、被保険者の全ての保険料を各社が負担しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

① 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬 賞与	株式報酬	その他	
取締役	354百万円	265百万円	67百万円	14百万円	6百万円	9名
(うち社外取締役)	(39百万円)	(39百万円)	—	—	—	(3名)
監査役	90百万円	87百万円	—	—	3百万円	5名
(うち社外監査役)	(32百万円)	(32百万円)	—	—	—	(3名)
合計	445百万円	353百万円	67百万円	14百万円	9百万円	14名
(うち社外役員)	(72百万円)	(72百万円)	—	—	—	(6名)

(注) 1. 当社設立の日から2023年12月末日で終了する事業年度に係る定時株主総会終結の時点までの取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、当社定款附則第2条第1項において年額660百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と定めております。当該定款施行時の取締役の員数は9名で

- す。
2. 当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬等のうち、当社設立の日から2023年12月末日で終了する事業年度までの期間を対象とする株式報酬制度につきましては、当社定款附則第2条第2項に定めておりますが、上記株式報酬につきましては、当該制度に基づき当事業年度に計上した引当金の額であり、実際の支給総額とは異なります。
 3. 当社設立の日から2023年12月末日で終了する事業年度に係る定時株主総会終結の時までの監査役の報酬等の総額は、当社定款附則第3条において年額120万円以内と定めております。当該定款施行時の監査役の員数は5名です。
 4. その他につきましては、役員に提供している社宅の会社負担額等であります。

② 業績連動報酬等に関する事項

当社の役員報酬は基本報酬と業績連動報酬により構成されており、業績連動報酬は期待される職務を基準に、その成果・業績に対して処遇するものであり、役位が高いほど、業績連動報酬の割合が高くなるよう設定することにより、高い役位に対して高い成果・業績責任を求める内容となっております。また、業績連動報酬である賞および株式報酬は、役位別に設定された基準額により配分される仕組みとなっております。

業績連動報酬に係る指標は、短期業績連動報酬としての賞与につきましては、担う役割に応じた単年度の業績および業績に対する貢献度を高めるため、単年度の営業利益額の目標値に対する達成度合いを指標とし、経営課題への取組状況等を勘案して決定しております。中長期業績連動報酬としての業績連動型株式報酬につきましては、連結売上高、連結営業利益、連結ROE等を指標としております。

業績連動型株式報酬は、経営計画の目標の達成度に対してインセンティブを付与することを目的とした報酬であり、同計画にて経営目標として掲げていることから、当該指標を選定しております。業績連動型株式報酬は、ポイントでの管理が基本となっており、1ポイント＝当社株式の1株を基準としております。毎年、役位毎の株式報酬額を制度基準株価で除した数を、制度対象者に基準ポイントとして付与しております。また、評価対象期間は当社の経営計画と同じ事業年度とし、経営計画と合わせた業績評価指標を設定して事業年度毎に評価を行います。基準として設定した業績目標の達成度に対応する水準を100%とし、事業年度毎および評価対象期間終了後に行う中期業績評価全体で0%～150%の範囲でポイントを増減させ、最終的な評価を行い、ポイントを決定いたします。経営計画の対象期間終了後、決定したポイントと同数の株式を交付いたしますが、株式交付の内容につきましては、制度対象者が保有しているポイントの半数に対応する数の当社株式（単元未満株式は切り捨て）を交付し、残りのポイントに対応する数の当社株式につきましては、所得税等の納税に用いる為に売却し、納税後の残額を制度対象者に給付いたします。

なお、賞与ならびに業績連動型株式報酬に係る指標の当事業年度における実績は、目標である予算数値に対して、連結売上高につきましては116.95%、連結営業利益につきましては147.95%、連結ROEにつきましては163.27%となっております。

③非金銭報酬等の内容

当社が導入している業績連動型株式報酬の内容は、上記②のとおりとなります。また、上記①の「その他」の内容につきましては、役員に提供している社宅の会社負担額等になります。

④取締役および監査役の報酬等についての定款の定めに関する事項

取締役の報酬等のうち総額は、当社設立の日から2023年12月末日で終了する事業年度に係る定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額について、当社定款附則第2条第1項において年額660百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と定めております。当該定款施行時の取締役の員数は9名です。監査役の報酬等の総額は、当社設立の日から2023年12月末日で終了する事業年度に係る定時株主総会終結の時までの監査役の報酬等の総額について、当社定款附則第3条において年額120百万円以内と定めております。当該定款施行時の監査役の員数は5名です。

また、上記報酬総額とは別枠で、中長期的な会社業績並びに企業価値の向上に対する貢献意識を高めることを目的とする取締役および執行役員（社外取締役および国外居住者を除く）を対象とした業績連動型株式報酬制度の導入について、当社定款附則第2条第2項に定めております。当該定款施行時の取締役の員数は社外取締役3名を除く6名です。

⑤取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、役員の報酬等の重要な事項に関して独立社外取締役の意見を得るため、委員の4名中3名を独立社外取締役とする任意の報酬・指名諮問委員会を設置しております。当社の役員報酬の方針につきましては、報酬・指名諮問委員会の審議、答申を踏まえ、2022年11月16日開催の取締役会において「取締役及び執行役員の報酬基準額の改定並びに報酬決定プロセスの件」を決議しており、役員報酬の方針につきましては下記のとおりとなります。

ア．基本方針

- (i) 企業理念を実践する優秀な人材を登用できる報酬とする。
- (ii) 持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とする。
- (iii) コーポレートガバナンスコードや有価証券報告書など社外への説明を視野に入れた「公正性」、「合理性」の高い報酬体系とする。

イ．報酬構成

- (i) 役員の報酬は、固定報酬である基本報酬と、業績に応じて変動する業績連動報酬で構成する。
- (ii) 社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみで構成する。

ウ．基本報酬

役員の基本報酬額は、外部専門機関の調査に基づく他社水準を考慮し、役割に応じて決定する。

エ. 業績連動報酬

(i) 短期業績連動報酬として、単年度の業績を指標とした賞与を支給する。

(ii) 中長期業績連動報酬として、中期経営計画の達成度や企業価値（株式価値）の向上に連動する株式報酬を支給する。

当社の取締役の報酬額につきましては、職責および経営執行状況等から、報酬・指名諮問委員会にて上記方針に基づいて審議、答申を行い、取締役会にて決定しております。また、監査役の報酬額につきましては監査役の協議により決定しております。

⑥当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬・指名諮問委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

社外役員		出席回数		主な活動状況
		取締役会	監査役会	
取締役	中山 慈 夫	17回中17回 (100%)	—	弁護士として労働法・労働関係法に精通しており、その法律知識と豊富な経験から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っていたなど、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事などを審議する報酬・指名諮問委員会の委員として、委員会に参加し、積極的に意見を述べていただきました。
取締役	安 岡 定 子	17回中17回 (100%)	—	論語の研究など教育者としての深い教養と豊富な経験から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っていたなど、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事などを審議する報酬・指名諮問委員会の委員として、委員会に参加し、積極的に意見を述べていただきました。
取締役	柴 洋 二 郎	17回中16回 (94%)	—	豊富な企業経営の経験と、その経験にもとづく企業統治への高い見識から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っていたなど、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事などを審議する報酬・指名諮問委員会の委員として、委員会に参加し、積極的に意見を述べていただきました。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

社外役員		出席回数		主な活動状況
		取締役会	監査役会	
監査役	野 尻 俊 明	17回中17回 (100%)	8回中8回 (100%)	監査役会において、学識経験者としての専門的知識と教育機関の組織運営者としての見識を活かし、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
監査役	青 木 良 夫	17回中17回 (100%)	8回中8回 (100%)	監査役会において、公認会計士としての豊富な経験と、財務・会計に関する専門的知見を活かし、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
監査役	讃 井 暢 子	17回中17回 (100%)	8回中8回 (100%)	監査役会において、経営者団体における労働分野の国際的ルールの設定、企業の海外展開に資する政策提言の設定等の経験に基づく国際分野等に関する専門的知見を活かし、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	百万円 585
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	百万円 899

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額には、これらの合計額を記載しております。
3. 当社の一部の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である会計に関する助言業務等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社（以下、NXHDという。）およびNXグループにおける取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項は、つぎのとおりであります。

（1）取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① NXHDの取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款「取締役会規程」および「取締役会付議基準」の定めるところに従い、グループ全体に影響を及ぼす重要事項を決定するとともに、業務執行を監督する。取締役の職務の執行に関する監督機能の維持・強化のために社外取締役を選任する。
- ② NXHDの代表取締役をはじめ各取締役は、「取締役会規程」および「取締役会付議基準」の定めるところに従い、職務の執行状況ほか重要な事項について、取締役会に報告する。
- ③ NXHDの監査役は、取締役の職務の執行が、法令および定款等に基づき適正に行われているかについて、「監査役会規程」および「監査役監査基準」の定めるところに従い監査を行う。
- ④ NXHDの取締役、執行役員および従業員（以下、「役職員」という。）は、グループ共通の理念である「NXグループ企業理念」、法令、定款その他の社内規則および社会通念などを遵守した行動をとるための規範としての「NXグループ行動憲章」に沿って行動し、これに基づき業務執行する。
- ⑤ 役職員のコンプライアンスを徹底するために、「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンス推進部門を定め、「NXグループコンプライアンス規程」、「NXグループ贈収賄防止規程」、「NXグループ競争法順守規程」等の必要な規程を定め、グループ全体の適法かつ公正な企業活動を支えるコンプライアンス体制を推進する。
- ⑥ 役職員の法令等の違反および不正行為、その他の企業倫理に違反する行為を防止もしくは、早期に発見して是正するために、内部通報制度「NXスピークアップ」を定める。
- ⑦ NXHDの内部監査部門は、役職員の職務の執行が、法令、定款等に基づき適正に行われているかについて、「NXグループ監査規程」の定めるところに従い監査を行う。

（2）反社会的勢力排除に向けた基本方針および整備の状況

- ① NXHDおよび子会社は、反社会勢力や団体との一切の取引を許さない業務運営を図ることが、企業の社会的責務であることを十分に認識し、社会的正義を実践すべく、毅然とした態度で臨む。
- ② 反社会的勢力とあらゆる関係を遮断する基本方針は、「NXグループ行動憲章」、「NXグループコンプライアンス規程」に明文化し、役職員がその基本方針を順守するよう教育体制を構築する。
- ③ また、リスク管理部門、法務部門等の対応部署を設け、平素から、専門機関等からの情報収集を行うと

ともに、反社会的勢力を排除すべく、社内に向けて対応方法等の周知を図る。事案の発生時に備え、反社会的勢力への資金提供は絶対に行わない確固たる方針のもと、関係行政機関や顧問弁護士、その他外部の専門機関と密に連携し、速やかに対処できる体制を構築する。

（３）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、経営・執行役員会議議事録等の業務執行に関わる重要な書類、および取締役の職務の執行に係る文書その他の情報（電磁的記録を含む。）については、「文書規程」の定めるところに従い、適正に保存および廃棄等の管理を行うとともに、NXHDの取締役、監査役は、必要に際しこれらの書類を閲覧することができる。

（４）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 企業経営に重要な影響を及ぼすリスクの未然防止および、万一発生する非常事態への迅速かつ的確な対応を可能とするリスクマネジメント体制の確立のため、リスク統括部門を定める。NXグループにおいては、リスク発生の抑制および発現時の被害最小限化に向けた予防的活動をリスク管理、発現したリスクへの対処を危機管理と定義し、これらを統合的に管理する体制を整備する。
- ② リスク管理については、NXグループを取巻くリスクを認識し、その影響を事前に回避もしくは事後に最小化する対策を講じるために、「リスク管理規程」を定めるとともに、「リスクマネジメント委員会」を設置する。「リスクマネジメント委員会」では、企業経営に重要な影響を及ぼすリスクを特定するとともに、各リスクにおける担当部門を定め、子会社と連携のうえ対策を検討し、リスク発現の予防に取組む。リスク対策の状況について、子会社および担当部門から報告を受け確認するとともに、定期的に取り締役会へ報告する。
- ③ 危機管理については、損失のリスクが発現した場合に備え、非常事態への迅速かつ的確な対応を可能とする危機管理体制の確立のため、「危機管理規程」を定めるとともに、「危機管理委員会」を設置する。発現する危機の種類により、子会社からの報告基準を定めるとともに、「災害対策」、「感染症対策」など、重要な危機ごとの会議体を設置し、平時においても有事発生時の事業継続に必要な対策を検討するとともに、発生時には速やかに対策本部を設立し、対応する。
- ④ 情報システムに関わるリスクについては、情報セキュリティ戦略部門を定めるとともに「システムリスク対策委員会」を設置し、情報セキュリティリスクに対する対策を協議する。セキュリティインシデントが発現した場合は、危機管理委員会と連携のうえ、その対応にあたる。
- ⑤ NXHDの内部監査部門は、経営上発生する損失の危険を防止するため、「NXグループ監査規程」の定めるところに従い、リスク管理体制および危機管理体制の対応状況について監査するとともに、指導、助言、勧告を行う。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、「取締役会規程」および「取締役会付議基準」の定めるところに従い開催し、重要な業務執行について決議を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ② 迅速な意思決定と取締役会の監督機能の強化を目的に、執行役員制を導入し、会社の業務の執行は、取締役会で決議した事項に基づき、取締役会にて選任し担当職務を委嘱した「執行役員」が行い、取締役会がこれを監督する。
- ③ 業務執行については、経営・執行役員会議を設置し、グループ経営における重要な事項を協議するとともに、個別の業務執行事項については、業務の執行を担う執行役員に最大限委任する。委任事項については「職務権限規程」「決裁権限表」等にて明確に定める。
- ④ グループ経営における重要事項のうち、サステナビリティ戦略については「サステナビリティ推進委員会」、M&A戦略については「投資委員会」を設置し、これら専門委員会において協議、必要な報告等を行う。また、重要な方針等の制定や重要なM&Aの実施に関しては、NXHD取締役会へ議案上程のうえ、決定するとともに、その進捗については定期的に取締役会へ報告する。

(6) NXHDならびにNXHDおよびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① NXHDは子会社管理にあたり、「NXグループ企業理念」を共通理念として定め、その理念を体現するためにグループ従業員、共通の行動指針としての「NXグループ行動憲章」、その理念に基づく長期ビジョン達成に向けた経営戦略である「NXグループ経営計画」を定める。これらの経営方針に沿って具体的に子会社管理を行うために、「NXグループガバナンス規程」および各グループ規程を定め、子会社が遵守すべき事項を明確にする。
- ② 子会社の取締役および代表者は、当社が定める「NXグループガバナンス規程」および「グループ決裁権限表」その他グループ規程等に従い、会社経営に係る重要な事項について、管理業務を担当する当社の部署に対し報告を行う。
- ③ 子会社に係る様々なリスクに対処するため、NXHDのリスク統括部門は、グループのリスクマネジメント体制を整備するとともに、子会社は管理業務を担当するNXHDの部署と連携を図り、リスク管理を行う。また、危機管理については、損失のリスクが現実化した場合に備え、非常事態への迅速かつ的確な対応を可能とする危機管理体制の確立のため、「NXグループ危機管理規程」を定めるとともに、「危機管理委員会」を設置する。平時においても有事発生時の事業継続に必要な対策を検討するとともに、発生時には、速やかに対策本部を設立し、損失リスクに関係するNXHDおよび子会社の関係部門が協力し、対応する。情報セキュリティに関するリスクについては、情報セキュリティ戦略部門を定めるとともに、「システムリスク対策委員会」を設置し、子会社の情報セキュリティ部門と連携し、システムリスク管理体制を

構築する。セキュリティインシデントが発現した場合は、危機管理委員会と連携のうえ、その対応にあたる。

- ④ NXグループの事業については、子会社である事業会社が推進し、NXHDの代表取締役社長がこれらのグループ事業を統括する。NXHDの代表取締役社長は、取締役会からの委任の範囲において、子会社が事業を遂行する責任と権限を委任するとともに、「NXグループガバナンス規程」「グループ決裁権限表」等にてこれを定める。子会社のうち、特定の地域、もしくは特定の事業を統括する会社を統括会社とし、統括会社は、「NXグループ経営計画」に基づき統括する地域、もしくは事業に関する事業計画を策定し、傘下の子会社を束ね、その達成に向け取組む。子会社は、これらの方針に沿って事業を推進するとともに、取締役会を設置し取締役会の責任と役割を明確にした取締役会規程を備え、職務を執行する。NXHDから子会社の取締役会へ派遣される非常勤取締役は、これら子会社の職務執行を監督する。子会社の代表および担当取締役は、事業計画の推進状況、内部統制およびリスク管理体制の整備状況等を取締役会にて報告するとともに、NXHDの代表取締役社長および担当部門へ定期的に報告する。
- ⑤ 子会社の業務の遂行にあたっては、「NXグループ行動憲章」をグループ共通の行動指針として定め、子会社の役職員はこれに従い行動し、これに基づき業務を執行する。法令および社会道徳・倫理等の社会的規範ならびに社内規程等に基づき、健全・透明・公正な事業活動を行うため、NXHDのコンプライアンス推進部門は、「NXグループコンプライアンス規程」、「NXグループ贈収賄防止規程」、「NXグループ競争法順守規程」等の規程を定め、子会社のコンプライアンス推進部門はこれに従い、子会社の事業特性、地域性等を考慮した実効性のあるコンプライアンス体制を構築するとともに、その有効性の確認のため、必要な点検、監督を行う。
- ⑥ 子会社における法令等の違反および不正行為、その他の企業倫理に違反する行為を防止もしくは、早期に発見して是正するために、NXHDはグループ内部通報制度「NXスピークアップ」を定め、子会社の役職員が利用できる内部通報窓口を設置する体制を整備し、コンプライアンスの実効性を高める。
- ⑦ NXHDの監査役は、連結経営の視点ならびに連結計算書類に関する職務遂行のため、子会社に対して監査職務を遂行する。
- ⑧ NXHDの監査役は、NXHDと子会社等との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、子会社の監査役等と連携し、情報交換を行い、効率的な監査を実施するよう努める。
- ⑨ NXHDの内部監査部門は、子会社における業務の運営が、法令、定款等に基づき適正に行われているかについて、「グループ監査規程」の定めるところに従い監査するとともに、指導、助言、勧告を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

NXHDの監査役の職務の補助に関する事項については、監査役の指示に従い、内部監査部門である内部監

査室の「監査役スタッフ」が行う。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

「監査役スタッフ」の人事については、監査役会の事前の同意を得ることとする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制並びに当該報告をした者が、当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

NXHDの取締役および子会社の取締役、監査役等は、以下の事項について、直接または管理業務を担当するNXHDの部署を通じて遅滞なくNXHDの監査役に報告する。また、これらの報告をした者が、当該報告を理由として不利な取扱いを受けないよう、法令等を遵守する。

- ① 経営上の重要な事項、内部監査の実施状況
- ② 職務執行に関して重大な法令、定款違反もしくは不正行為の事実
- ③ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① NXHDの監査役は、取締役会に出席するほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営・執行役員会議その他会社の重要な会議に出席する。また、当該会議に出席しない場合には、監査役は、審議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧する。
- ② NXHDの監査役および監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- ③ NXHDの監査役は、「監査役に回付すべき重要書類」の規程に基づき、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員または従業員に対し、その説明を求めるとともに意見を述べる。
- ④ NXHDの監査役は、内部監査室および会計監査人との連携を図り、監査の有効性を向上させる。
- ⑤ NXHDの監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他外部の専門家を活用することができ、その費用は会社が負担する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、つぎのとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンスへの取組みについては、NXグループのコンプライアンスの推進を図るために、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会では、社内・社外に設置した通報窓口で受付けた内部通報について全件報告を受け、内容分析や対応方針、体制の運用状況等についての検証を行い、担当取締役が取締役会に対し、コンプライアンス委員会における実施状況を報告しております。

(2) リスクマネジメントに関する取組み

リスク管理については、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、NXグループにおけるリスク管理体制の確立を推進しております。リスクマネジメント委員会では、NXグループ各社におけるリスクの棚卸とその対応計画の策定を推進し、リスク対応実施状況についてモニタリングを行っております。また、担当取締役が取締役会に対し、リスクマネジメント委員会における実施状況を報告しております。

(3) 内部監査に関する取組み

内部監査への取組みについては、内部監査部門を設置し、国内子会社および海外子会社等への内部監査とともに、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制監査も実施しております。「NXグループ監査規程」に沿って、業務の適正な執行を図り、経営効率の向上並びに業務の効率・改善に資することを目的に、独立して客観的なアシュアランスおよびアドバイザリー活動を行っております。海外内部監査においては、各海外リージョンを統括する子会社に当社管轄の監査人を配置し、監査部門の役割、機能、レポートラインを整理、強化しております。また、内部統制監査については、「財務報告の信頼性に係る内部統制」の運用状況を監査し、内部統制の有効性の評価並びに内部統制報告制度に則った手続きを行っております。内部監査の実施状況、監査結果については、担当取締役が取締役会に対し、報告しております。

(4) 監査役の監査に関する取組み

監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程に基づく業務の執行状況を把握するとともに、監査を行うにあたって収集した情報に不足がある場合は、常勤監査役が中心となり、取締役や関連する部門に対して、説明や必要とする情報、資料の提供を求めています。また、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を述べております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要事項の一つと認識し、経営基盤、財務体質強化に向けた内部留保の確保に留意しつつ、利益状況、配当性向等を総合的に勘案して、中間配当および期末配当の年2回の配当を実施することを基本方針としております。また、経営計画「N Xグループ経営計画2023～非連続な成長“Dynamic Growth”～」における資本政策として、配当性向30%以上、総還元性向50%以上（2019～2023年度累計）としております。

これらの方針のもと、当事業年度の期末配当につきましては、2023年3月3日開催の取締役会により、次のとおり剰余金の処分にに関する決議をいたしました。これにより、中間配当金（6月30日基準日配当）1株につき250円（記念配当150円を含む）を含めた年間配当は、1株につき400円となりました。

なお、当社は、定款において剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができる旨定めております。

（1）配当財産の種類

金銭

（2）株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金150円 総額 13,390,281,600円

（3）剰余金の配当が効力を生じる日

2023年3月13日

（備考）

本事業報告に記載の金額および株式数につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示し、比率、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表（借方）

（2022年12月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金額	科 目	金額
資産の部		工具、器具及び備品	84,559
流動資産		減価償却累計額	△65,441
現金及び預金	334,775	工具、器具及び備品（純額）	19,118
受取手形	22,137	船舶	18,427
売掛金及び契約資産	414,448	減価償却累計額	△8,727
棚卸資産	14,625	船舶（純額）	9,700
前渡金	9,366	土地	187,548
前払費用	20,427	リース資産	162,495
短期貸付金	84	減価償却累計額	△76,316
その他	36,538	リース資産（純額）	86,178
貸倒引当金	△3,350	建設仮勘定	3,065
流動資産合計	849,053	有形固定資産合計	645,589
固定資産		無形固定資産	
有形固定資産		借地権	5,378
車両運搬具	168,141	のれん	664
減価償却累計額	△122,204	その他	59,803
車両運搬具（純額）	45,936	無形固定資産合計	65,846
建物	645,744	投資その他の資産	
減価償却累計額	△394,202	投資有価証券	107,327
建物（純額）	251,541	長期貸付金	357
構築物	71,557	従業員に対する長期貸付金	34
減価償却累計額	△57,237	長期前払費用	2,206
構築物（純額）	14,320	差入保証金	26,995
機械及び装置	96,778	退職給付に係る資産	2,583
減価償却累計額	△68,600	繰延税金資産	22,809
機械及び装置（純額）	28,177	その他	9,096
		貸倒引当金	△976
		投資その他の資産合計	170,433
		固定資産合計	881,868
		資産合計	1,730,922

（注）記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

連結貸借対照表（貸方）

（2022年12月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	
支払手形	7,189
買掛金	207,168
短期借入金	57,885
未払金	20,570
未払法人税等	34,900
未払消費税等	37,159
未払費用	30,101
前受金	26,202
リース債務	28,853
預り金	82,143
従業員預り金	310
賞与引当金	17,253
役員賞与引当金	167
その他	42,246
流動負債合計	592,152
固定負債	
社債	110,000
長期借入金	60,724
長期リース債務	60,848
繰延税金負債	6,673
役員退職慰労引当金	206
特別修繕引当金	119
債務保証損失引当金	448
その他の引当金	1,251
退職給付に係る負債	95,005
その他	32,216
固定負債合計	367,494
負債合計	959,647

科 目	金 額
純資産の部	
株主資本	
資本金	70,175
資本剰余金	22,621
利益剰余金	584,570
自己株式	△10,604
株主資本合計	666,762
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	33,014
繰延ヘッジ損益	10
為替換算調整勘定	28,161
退職給付に係る調整累計額	20,254
その他の包括利益累計額合計	81,441
非支配株主持分	23,070
純資産合計	771,274

負債純資産合計 1,730,922

（注）記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

連結損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	2,619,746
売上原価	2,353,938
売上総利益	265,807
販売費及び一般管理費	
人件費	73,837
減価償却費	13,573
広告宣伝費	4,657
貸倒引当金繰入額	492
その他	44,531
販売費及び一般管理費合計	137,091
営業利益	128,716
営業外収益	
受取利息	696
受取配当金	2,912
車両売却益	294
持分法による投資利益	183
為替差益	4,716
その他	5,453
営業外収益合計	14,255
営業外費用	
支払利息	3,153
車両売却除却損	82
その他	2,413
営業外費用合計	5,649
経常利益	137,323
特別利益	
固定資産売却益	70,182
投資有価証券売却益	3,833
その他	155
特別利益合計	74,170
特別損失	
固定資産処分損	7,232
ブランドシンボル変更費用	2,455
投資有価証券売却損	5
投資有価証券評価損	3
減損損失	37,287
その他	412
特別損失合計	47,397
税金等調整前当期純利益	164,096
法人税、住民税及び事業税	59,858
法人税等調整額	△8,821
法人税等合計	51,036
当期純利益	113,059
非支配株主に帰属する当期純利益	3,250
親会社株主に帰属する当期純利益	109,809

(注) 記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
当 期 首 残 高	70,175	22,628	511,001	△611		603,193
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△36,239			△36,239
資本金から資本剰余金への振替	△0	0				－
親会社株主に帰属する当期純利益			109,809			109,809
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△7				△7
自己株式の取得				△10,023		△10,023
自己株式の処分		0		29		29
自己株式の消却			△0	0		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	△0	△6	73,569	△9,992		63,569
当 期 末 残 高	70,175	22,621	584,570	△10,604		666,762
	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	30,414	△68	6,343	△3,308	33,381	20,376
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△36,239
資本金から資本剰余金への振替						－
親会社株主に帰属する当期純利益						109,809
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△7
自己株式の取得						△10,023
自己株式の処分						29
自己株式の消却						－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,599	78	21,818	23,563	48,059	2,693
当 期 変 動 額 合 計	2,599	78	21,818	23,563	48,059	114,322
当 期 末 残 高	33,014	10	28,161	20,254	81,441	23,070

(注) 記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

A. 連結子会社の数は244社。

主要な連結子会社の名称は、「事業報告 1. 会社の現況に関する事項 (7) 重要な子会社等の状況」に記載しております。なお、当社の設立に伴い、日本通運株式会社が完全子会社となったことから、同社及びその連結子会社について当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

また、新規設立によりN X グローバルオーシャンネットワーク株式会社以下3社を当連結会計年度より連結の範囲に含めております。一方、清算により日通和歌山運輸株式会社以下7社を、合併により日通名古屋運輸株式会社以下3社を、株式の売却により備通物流株式会社を連結の範囲から除外しております。

B. 上記244社以外のNX SHOJI U.S.A., INC.以下10社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

A. 持分法適用会社

関連会社 名鉄運輸株式会社以下25社

B. 上記25社以外のNX SHOJI U.S.A., INC.以下非連結子会社10社及び東京港運株式会社以下関連会社30社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

A. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

a. 市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっており、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法によっております。

b. 市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっております。

B. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主として定額法を採用しております。在外連結子会社は、主として見積耐用年数に基づく定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定額法によっており、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。在外連結子会社は、主として見積耐用年数に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

C. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与に備えるため、支給見込額の期間対応額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与に備えるため、支給見込額の期間対応額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金に備えるため、一部の連結子会社で役員退職慰労金を内規に基づく要支給額基準で計上しております。

(5) 特別修繕引当金

船舶の修繕に備えるため、一部の連結子会社で過去の実績に基づいた見込額を計上しております。

(6) 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、一部の連結子会社で被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

D. 収益及び費用の計上基準

(1) 収益の計上基準

① 収益の認識方法（5ステップアプローチ）

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループは、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しています。

履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行い、自らの履行義務の性質が特定された財又はサービスを移転する前に支配し自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で連結損益計算書に表示しており、特定された財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を手数料又は報酬の額若しくは対価の純額で連結損益計算書に表示しています。

取引価格は約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に当社グループが権利を得ると見込んでいる対価の金額であり、当社グループが第三者のために回収する額を除いています。また、顧客からの取引の対価は、財又はサービスを顧客に移転する時点から概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでいません。

② 主な取引における収益の認識

一時点での収益の認識（物流サポート事業）

当社グループは、物流サポート事業において石油等の販売を行っていますが、受渡時点において顧客が当該財に対する支配を獲得し、当社グループの履行義務（財の受渡）が充足されると判断し、収益を認識しています。当社グループが代理人として行う財の販売についても、受渡時点において顧客が当該財に対する支配を獲得し、当社グループの履行義務（財の受渡に関する手配）が充足されると判断し、収益を認識しています。

一定期間にわたる収益の認識（全セグメント）

当社グループは、鉄道取扱、自動車運送、航空運送及び海運等によるロジスティクス事業、警備輸送並びに工事請負契約に基づく重量品建設事業を行っています。ロジスティクス事業及び警備輸送事業においては、輸送期間の経過に伴い荷物は発地点から着地点に移動・近接し顧客はその便益を享受できることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、輸送期間に応じた進捗度に基づき収益を認識しています。また、重量品建設事業においては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、建設プロジェクトの見積総原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合で履行義務の充足に係る進捗度を測定する方法に基づいて収益を認識しています。

E. 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

F. 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社は税抜方式を採用しております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としております。

G. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、6～10年間の均等償却を行っております。

H. 退職給付に係る会計処理の方法

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法につ

いては、期間定額基準によっております。

(2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2～15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（2～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、一部の連結子会社につきましては、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

I. 連結納税制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は連結納税制度を適用しております。

J. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2 年法律第8 号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39 号、2020 年3 月31 日）第3 項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28 号、2018 年2 月16 日）第44 項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて会計処理を行っております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42 号、2021 年8 月12 日）を適用する予定としております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の評価

A. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した項目であって、翌連結会計年度の当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

(単位：百万円)

当連結会計年度	
有形固定資産	645,589
無形固定資産	65,846
減損損失	37,287

上記には、連結子会社である日本通運株式会社の医薬品事業に係る事業用資産3,023百万円（有形固

定資産2,870百万円及び無形固定資産153百万円)並びに減損損失15,799百万円が含まれています。当該事業については営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっていることから減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について検討を行ったところ、当該事業の事業用資産の回収可能価額が帳簿価額を下回ると判断されたため、減損損失を計上しております。

また、連結子会社である日本通運株式会社の航空輸送事業において開発を進めてきた「新・国際航空貨物基幹システム」について、当初計画より開発コストの増加、開発期間の延長が見込まれること等からシステム開発を断念することを決定し、現在までのシステム開発に係る無形固定資産(ソフトウェア仮勘定)全額について減損損失15,461百万円を計上しております。

B. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを見積り、その総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額を減損損失として計上しております。減損損失の認識及び測定は、割引前将来キャッシュ・フロー及び回収可能価額の算定における正味売却価額算定上の仮定、使用価値算定のための将来の事業計画や割引率等、多くの仮定及びデータに基づき実施されております。

連結子会社である日本通運株式会社の医薬品事業の事業用資産の割引前将来キャッシュ・フローは、経営者によって承認された事業計画等に基づいて見積もっておりますが、今般、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響及び医薬品の適正流通に係る法規制の動向等の外部経営環境を踏まえ、事業計画等の見直しを行いました。見直し後の事業計画等に基づき割引前将来キャッシュ・フローを見積ったところ、当該割引前将来キャッシュ・フローが事業用資産の帳簿価額を下回ったため、その割引現在価値により算定した使用価値と正味売却価額をそれぞれ算出しました。その上で、より金額の大きい使用価値を回収可能価額として帳簿価額と比較し、減損損失を測定しました。その結果、当該事業の事業用資産の帳簿価額を下回る分について、連結損益計算書に減損損失を計上しています。

なお、将来の不確実な経済条件の変動等によって、これら会計上の見積りの仮定及びデータ等の見直しが必要になった場合、翌連結会計年度の連結計算書類における減損損失の追加計上として当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

1. 業績連動型株式報酬制度

A. 取引の概要

当社は、中長期的な会社業績と企業価値の向上に対する貢献意識を高めることを目的として、取締役及び執行役員(社外取締役及び国外居住者を除く。以下「取締役等」という。)を対象とした業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)を2016年9月より導入しております。本制度は、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託(以下「BIP信託」という。)を用いた、当社の中長期の会社業績に連動する株式報酬制度であります。BIP信託は、信託型インセンティブ・プランであり、会社業績等に応じて、取締役等に対し、当社株式の交付等を行う仕組みであります。

B. BIP信託に残存する当社株式

■ 連結計算書類

B I P 信託に残存する当社株式を、B I P 信託における帳簿価格（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価格及び株式数は、582百万円及び111,175株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

定期預金	10百万円	建物	432百万円
土地	960百万円		

上記のほか、投資有価証券309百万円を物上担保に供しております。

2. 担保付債務

買掛金	7百万円	短期借入金	36百万円
長期借入金	238百万円		

3. 収用代替等により取得した有形固定資産の当期圧縮記帳額 40百万円

4. 保証債務 7,185百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 90,599,225株

2. 配当に関する事項

A. 配当金支払額

当社は、2022年1月4日付で単独株式移転の方法により日本通運株式会社の完全親会社として設立されました。2022年3月30日の定時株主総会で決議された配当金の支払額は、日本通運株式会社の定時株主総会において決議された金額であります。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月30日 定時株主総会	普通株式	13,589	150.00	2021年12月31日	2022年3月31日
2022年9月16日 取締役会	普通株式	22,649	250.00	2022年6月30日	2022年9月21日

(注1) 2022年3月30日定時株主総会決議による「配当金の総額」には、役員報酬B I P 信託が保有する当社株式に対する配当金17百万円が含まれております。

(注2) 2022年9月16日取締役会決議による「配当金の総額」には、役員報酬B I P 信託が保有する当社株式に対する配当金28百万円が含まれております。

連結計算書類

B. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月3日 取締役会	普通株式	13,390	150.00	2022年12月31日	2023年3月13日

(注1)「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金16百万円が含まれております。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解

当社グループは、ロジスティクス事業、警備輸送事業、重量品建設事業及び物流サポート事業を営んでおり、当社グループの収益を各事業に分解した情報は下記のとおりです。

(単位：百万円)

	ロジスティクス	警備輸送	重量品建設	物流サポート
一時点で移転される財 (注1)	—	—	—	297,051
一定期間にわたり 移転されるサービス	2,161,068	68,211	44,121	16,278
顧客との契約から 認識した収益	2,161,068	68,211	44,121	313,329
その他の源泉から 認識した収益	27,167	196	259	5,391
合計	2,188,236	68,407	44,381	318,721

(注1) 一時点で移転される財には、石油等販売による売上が含まれております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)、3. 会計方針に関する事項、D. 収益及び費用の計上基準、(1)収益の計上基準」に記載のとおりです。

■ 連結計算書類

3. 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

A. 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

当連結会計年度末	
顧客との契約から生じた債権	425,800
契約資産	10,785
契約負債	6,397

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「受取手形」並びに「売掛金及び契約資産」に含まれており、契約負債は、「前受金」に含まれています。また、期首時点の契約負債7,289百万円は当連結会計年度の収益として計上されています。

B. 残存履行義務に配分した取引金額

当連結会計年度末において未充足（または部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額及び将来充足する予想期間別の内訳は以下のとおりです。主に重量品建設事業の建設プロジェクトにおける未充足の履行義務に係る取引金額です。

なお、個別の予想契約期間が1年以内の取引は含みません。

(単位：百万円)

当連結会計年度末	
1年以内	957
1年超	736
合計	1,694

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主として社債の発行及び銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、長期借入金主として固定金利によって支払利息のキャッシュ・フローを固定化しております。

受取手形並びに売掛金及び契約資産に係る顧客の信用リスクは、社内規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの

連結計算書類

差額については、次のとおりであります。なお、短期間で決済されるために時価が帳簿価額に近似する金融商品である現金及び預金、売掛金及び契約資産、短期貸付金、買掛金、短期借入金（ただし、1年内返済予定の長期借入金を除く）並びに預り金については注記を省略しております。また、市場価格のない株式に該当する非上場株式（連結貸借対照表計上額47,109百万円）は「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (※1)	時価 (※1)	差額
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	60,171	60,171	—
関係会社株式	46	402	356
(2) 社債	(140,000)	(137,864)	2,136
(3) 長期借入金	(113,775)	(113,161)	614
(4) デリバティブ取引 (※2)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	(63)	(63)	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	14	14	—

(※1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明及びデリバティブ取引に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産または負債の活発な市場における調整されていない相場価格によって算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格（売買参考統計値）に基づき算定しており、レベル2の時価

■ 連結計算書類

に分類しております。なお、1年以内に償還予定の社債を含めた金額を記載しております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の将来キャッシュ・フローを市場金利に当社のスプレッドを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、1年以内に返済予定の長期借入金を含めた金額を記載しております。

(4) デリバティブ取引

店頭取引のデリバティブについては取引金融機関より提示された時価によっており、金利、外国為替相場等のインプットを用いた将来キャッシュ・フローの割引現在価値により算定されており、レベル2の時価に分類しております。

① ヘッジ会計が適用されていないもの：連結決算日における契約額等、時価及び評価損益は次のとおりです。

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等 うち1年超	時価	評価損額
	為替予約			
店頭	売建 米ドル他	2,673	—	121
	買建 米ドル他	3,862	—	△185

② ヘッジ会計が適用されているもの：連結決算日における契約額等、時価は次のとおりです。

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 うち1年超	時価
	為替予約			
原則的処理 方法	売建 米ドル	外貨建債権・債務 の予定取引	2,783	—
	買建 米ドル		3,538	—

(賃貸等不動産に関する注記)

一部の連結子会社では、全国各地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）、駐車場（土地を含む）等を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、8,807百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、その他損益は1,135百万円（主に固定資産売却益として計上）です。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度末の時価は、次のとおりです。

(単位：百万円)

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
37,722	1,401	39,123	206,320

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については不動産鑑定士による不動産調査報告書に基づく金額です。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 8,391 円 95 銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 1,218 円 89 銭 |

(注1) 役員報酬B I P信託が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除しております。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

なお、信託が保有する当社株式は、当連結会計年度末においては111千株、当連結会計年度における期中平均自己株式数は113千株です。

貸借対照表（借方）

（2022年12月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金額
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	227
営業未収入金	6,333
関係会社短期貸付金	40,580
未収入金	30,326
前渡金	464
前払費用	1,170
その他	124
流動資産合計	79,229

固定資産

有形固定資産

車両運搬具	31
減価償却累計額	△10
車両運搬具（純額）	21
工具、器具及び備品	54
減価償却累計額	△6
工具、器具及び備品（純額）	47
建設仮勘定	1
有形固定資産合計	69

無形固定資産

ソフトウェア	448
その他	169
無形固定資産合計	617

科 目	金額
投資その他の資産	
投資有価証券	59,141
関係会社株式	440,677
出資金	2,000
関係会社出資金	21,856
その他	78
投資その他の資産合計	523,753
固定資産合計	524,440

資産合計	603,669
-------------	----------------

（注）記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

貸借対照表（貸方）

（2022年12月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	
営業未払金	2,195
短期償還社債	30,000
未払金	3,522
未払法人税等	12,670
未払費用	794
預り金	162
賞与引当金	277
その他	154
流動負債合計	49,777
固定負債	
社債	110,000
役員株式給付引当金	237
繰延税金負債	13,901
固定負債合計	124,138
負債合計	173,916

科 目	金 額
純資産の部	
株主資本	
資本金	70,175
資本剰余金	
資本準備金	26,908
その他資本剰余金	250,235
資本剰余金合計	277,143
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	60,389
利益剰余金合計	60,389
自己株式	△10,604
株主資本合計	397,103
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	32,650
評価・換算差額等合計	32,650
純資産合計	429,753
負債純資産合計	603,669

（注）記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

損益計算書 (2022年1月4日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	103,296
販売費及び一般管理費	
人件費	3,726
減価償却費	137
広告宣伝費	3,426
租税公課	68
施設使用料	1,442
事務委託料	9,136
その他	1,376
販売費及び一般管理費合計	19,313
営業利益	83,983
営業外収益	
受取配当金	1,802
雑収入	44
営業外収益合計	1,847
営業外費用	
社債利息	291
雑支出	317
営業外費用合計	608
経常利益	85,221
特別利益	
投資有価証券売却益	1,510
特別利益合計	1,510
特別損失	
投資有価証券評価損	1,065
ブランドシンボル変更費用	2,647
特別損失合計	3,712
税引前当期純利益	83,019
法人税、住民税及び事業税	99
法人税等調整額	△119
法人税等合計	△19
当期純利益	83,039

(注) 記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年1月4日から2022年12月31日まで) (単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	—	—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額								
株式移転による増加	70,175	26,908	250,235	277,143				347,318
剰 余 金 の 配 当					△22,649	△22,649		△22,649
当 期 純 利 益					83,039	83,039		83,039
自 己 株 式 の 取 得							△10,633	△10,633
自 己 株 式 の 処 分			0	0			29	29
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	70,175	26,908	250,235	277,143	60,389	60,389	△10,604	397,103
当 期 末 残 高	70,175	26,908	250,235	277,143	60,389	60,389	△10,604	397,103

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	—	—	—
当 期 変 動 額			
株式移転による増加	29,444	29,444	376,762
剰 余 金 の 配 当			△22,649
当 期 純 利 益			83,039
自 己 株 式 の 取 得			△10,633
自 己 株 式 の 処 分			29
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,205	3,205	3,205
当 期 変 動 額 合 計	32,650	32,650	429,753
当 期 末 残 高	32,650	32,650	429,753

（注）記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

A. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

B. その他有価証券

(1) 市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっており、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。

(2) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

A. 有形固定資産

定額法によっております。

B. 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

A. 賞与引当金

従業員の賞与に備えるため、支給見込額の期間対応額を引当計上しております。

B. 役員株式給付引当金

業績連動型株式報酬制度における株式交付規程に基づく当社の取締役等への当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、純粋持株会社として、主に子会社からのグループ経営運営料、ブランド使用料、及び配当金を収益に計上しております。グループ経営運営料については、子会社との間で取り決めた経営運営契約に基づき、子会社に対し経営運営・指導を行っており、また、ブランド使用料については、子会社との間で取り決めたブランド使用許諾契約に基づき、グループとしての一体感、グループとしての価値を最大化することに寄与する「N X」ブランドの使用許諾を与えており、いずれも契約期間にわたり均しく提供されることから、時の経過によって測定される履行義務の充足に伴い、収益を認識しております。また、配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

A. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

B. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

C. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号、2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号、2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて会計処理を行っております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号、2021年8月12日)を適用する予定としております。

(追加情報)

1. 業績連動型株式報酬制度

A. 取引の概要

当社は、中長期的な会社業績と企業価値の向上に対する貢献意識を高めることを目的として、取締役及び執行役員(社外取締役及び国外居住者を除く。以下「取締役等」という。)を対象とした業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入しております。本制度は、役員報酬B I P(Board Incentive Plan)信託(以下「B I P信託」という。)を用いた、当社の中長期の会社業績に連動する株式報酬制度であります。B I P信託は、信託型インセンティブ・プランであり、会社業績等に応じて、取締役等に対し、当社株式の交付等を行う仕組みであります。

B. B I P信託に残存する当社株式

B I P信託に残存する当社株式を、B I P信託における帳簿価額(付随費用を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、582百万円及び111,175株であります。

(貸借対照表等に関する注記)

1. 保証債務	161百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分掲記したものを除く)	
短期金銭債権	36,702百万円
短期金銭債務	2,595 //

(損益計算書に関する注記)

1. ブランドシンボル変更費用

当社グループは、新たにグループブランドシンボルを導入したことに伴い、車両等のマーキングなどの主要な制作物を順次取り換えており、当該取り換え費用等をブランドシンボル変更費用として特別損失に計上

■ 計算書類

しております。

2. 関係会社との取引高

営業収益	103,296百万円
販売費及び一般管理費	1,785 //
営業取引以外の取引	185 //

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数 1,441,856株

(注) 上記の株式数には、役員報酬 B I P 信託が保有する当社株式111,175株を含めております。

(金融商品に関する注記)

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産

賞与引当金計上額	84 百万円
投資有価証券評価損	396 //
関係会社株式評価損	477 //
子会社株式の投資簿価修正	920 //
その他	137 //
繰延税金資産小計	2,017 //
評価性引当額	△1,897 //
繰延税金資産合計	119 //

2. 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△14,020 百万円
繰延税金負債合計	△14,020 //
繰延税金資産	119 百万円
繰延税金負債	△14,020 //
繰延税金資産の純額	△13,901 //

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注1)	科目	期末残高
子会社	日本通運(株)	直接100%	経営管理 役員の兼任	経営運営料の受取 (注2)	5,349	営業未収入金	1,753
				ブランド使用料の 受取(注3)	9,884	営業未収入金	3,646
				業務委託料の支払	888	未払金	10
				出向者人件費の 支払(注4)	2,677	未払金	255
				株式移転(注5)			
				関係会社株式	347,318	—	—
				資本金	70,175	—	—
				資本剰余金	26,908	—	—
				その他資本剰余金	250,235	—	—
				吸収分割 (注6)			
				承継資産	182,123	—	—
				承継負債	152,679	—	—
				評価差額	29,444	—	—
子会社	NXキャピタル(株)	直接100%	資金の貸借	資金の貸借 (注7)	6,927	関係会社 短期貸付金	34,580

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注2) 経営運営料については、グループ内取引を除いた連結消去後の外部売上高及び純資産に料率を乗じて徴収額を決定しております。

(注3) ブランド使用料については、グループ内取引を除いた連結消去後の外部売上高に料率を乗じて徴収額を決定しております。

(注4) 出向者人件費については、協議のうえ合理的に決定しております。

(注5) 株式移転については、当社の設立にあたり2022年1月4日を効力発生日として実施した単独株式移転により生じたものです。

(注6) 吸収分割については、2022年3月18日を効力発生日として実施した吸収分割により承継した、関係会社管理事業及び財務管理事業に関する権利義務に係るものです。

(注7) グループ内資金の効率化を図ることを目的としたCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）の取

引によるものです。当該関係会社との間で資金の貸借を日次で行っているため、取引金額には期中平均残高を記載しております。金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	4,087円 76銭
2. 1株当たり当期純利益	921円 73銭

(注) 役員報酬B I P信託が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除しております。また、「1株当たり当期純利益」算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

なお、信託が保有する当社株式は、当事業年度末においては、111千株、当事業年度における期中平均自己株式数は、113千株です。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月28日

NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 川 正 行
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 土 畠 真 嗣
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 宇治川 雄 士
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月28日

NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 川 正 行
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 土 畠 真 嗣
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 宇治川 雄 士
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社の2022年1月4日から2022年12月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第1期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を確認いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、重要な子会社4社の内部監査部門が実施した結果および海外4リージョン駐在の内部監査部門が実施した結果について、報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年2月28日

NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社
監査役会

常勤監査役	有馬重樹	㊞
常勤監査役	溝田浩司	㊞
監査役	野尻俊明	㊞
監査役	青木良夫	㊞
監査役	讃井暢子	㊞

(注) 監査役 野尻俊明、監査役 青木良夫、監査役 讃井暢子は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める
社外監査役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社 NXグループビル(2階大会議室)
東京都千代田区神田和泉町2番地



交通

JR線・つくばエクスプレス「秋葉原駅」(昭和通り口)

徒歩約 6分

都営地下鉄新宿線「岩本町駅」(A4出口)

徒歩約 9分

JR線「浅草橋駅」(西口改札)

徒歩約 7分

都営地下鉄浅草線「浅草橋駅」(A2出口)

徒歩約 10分

- お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。
- 会場につきましては、上記神田和泉町のNXグループビルとなります。東新橋(汐留)の旧日本通運本社ビルではございませんので、ご注意ください。